

納期までに納めてください。

きりとり



いつでも
富山県を
世界遺産に

市町村コード
222151
静岡県
御殿場市

法人市民税領収証書

口 座 番 号 加 入 人 名
00850-5-960430 御殿場市会計管理者

所在地及び法人名

事業年度若しくは
連結事業年度又は
計 算 期 間

年	月	日	年	月	日

申告区分

--	--	--	--	--	--

きりとり

法人税割額	01								
均等割額	02								
延滞金	03								
	04								
合計額	05								

納期限

領 収 日 付 印

上記のとおり領収しました。(納入者保留)

きりとり

この納付書について

1. 申告区分及び納人金額は必ず記入してください。

2. 標準字体 0123456789

3. 事業年度の書き方
(例)平成28年4月1日

元号(※) 4280401
日 月 年

市町村コード
222151
静岡県
御殿場市

法人市民税納付書

口 座 番 号 加 入 人 名
00850-5-960430 御殿場市会計管理者

所在地及び法人名

事業年度若しくは
連結事業年度又は
計 算 期 間

年	月	日	年	月	日

申告区分

--	--	--	--	--	--

きりとり

法人税割額	01								
均等割額	02								
延滞金	03								
	04								
合計額	05								

納期限

領 収 日 付 印

上記のとおり納付しました。(金融機関保管)

きりとり

4. 申告区分は次のとおりです。

申告区分	コード	申告区分	コード	申告区分	コード
予定申告	10	確定申告	50	清算確定	80
中間申告	30	修正申告	50	均等割申告	90
退職年金確定	40	清算予納申告	60	見込納付	00
合併確定申告	11	残余財産予納	70		

市町村コード
222151
静岡県
御殿場市

法人市民税納付済通知書

口 座 番 号 加 入 人 名
00850-5-960430 御殿場市会計管理者

所在地及び法人名

事業年度若しくは
連結事業年度又は
計 算 期 間

年	月	日	年	月	日

申告区分

--	--	--	--	--	--

きりとり

法人税割額	01								
均等割額	02								
延滞金	03								
	04								
合計額	05								

納期限

領 収 日 付 印

指定金融機関名

取りまとめ店
ゆうちょ銀行
名古屋駅前金融事務センター
(〒469-8794)

上記のとおり通知します。(御殿場市保管)

きりとり

5. 納付される場合は、この納付書の下部「この納付書について」を切り離して、納付場所へ提出してください。

6. 問い合わせ先
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地
御殿場市役所
課税に関すること…課税課 ☎0550-82-4129
納税に関すること…税務課 ☎0560-82-4166

法人市民税の納付場所及び取扱金融機関

◎市内で納付する場合

- ・納付書により御殿場市役所・各支所及び下記取扱金融機関で納付できます。(振込手数料は無料)

◎市外で納付する場合

- ・納付書により下記取扱金融機関で納付できます。(振込手数料は無料)
- ・納付書により下記取扱金融機関以外の金融機関でも納付できます。(振込手数料は納税者負担で有料)

◎取扱金融機関

- ・静岡銀行本支店
- ・スルガ銀行本支店
- ・静岡中央銀行本支店
- ・沼津信用金庫本支店
- ・静岡県労働金庫本支店
- ・御殿場農業協同組合本支店
- ・ゆうちょ銀行・郵便局
(静岡県、愛知県、三重県、岐阜県内に限る)

〔税率〕

◎法人税割

開始事業年度の区分	税率
平成26年9月30日以前	12.3%
平成26年10月1日以後	9.7%

◎均等割

資本金等の金額の区分	市内の従業者数	税率(年額)
50億円を超えるもの	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え50億円以下のもの	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え10億円以下のもの	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下のもの	50人超	12万円
	50人以下	5万円

参考事項

- ・申告納付期限は、中間(予定)申告では事業年度の開始の日から6か月を経過した日から2か月以内、確定申告では事業年度終了の日の翌日から2か月以内です。(申告期限延長の届出がなされている法人は、その期間となります。)
- ・納期限までに税金を納付しないときは、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、地方税法及び御殿場市税賦課徴収条例の規定による割合で計算した額の延滞金が徴収されます。
- ・納期限までに税金を完納しないため督促を受け、その督促状の発した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることとなります。